

事業群評価調書(平成30年度実施)

基本戦略名	3 互いに支えあい見守る社会をつくる	事業群主管所属	福祉保健部福祉保健課
施策名	(2) 誰もが安心して暮らし、社会参加のできる地域づくり	課(室)長名	渡辺 大祐
事業群名	① 社会的配慮を必要とする人たちへ必要な支援を行う体制づくり	事業群関係課(室)	国保・健康増進課、障害福祉課

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チャレンジ2020 本文)

高齢者や障害者等の要配慮者に対する避難支援対策を推進します。また、難病患者及びその家族が安心して療養できる環境整備と生活の質を向上させる取組を行い、生活困窮者に対しては相談支援体制を整備し自立促進を図ります。さらに、民間団体等と連携しながら自殺者の減少を目指します。

(取組項目)

i)災害時に要配慮者が安全に避難できるよう、迅速に避難支援等を行える体制の整備

ii)難病患者の安定した療養生活の確保と難病患者とその家族の生活の質の向上

iii)生活困窮者を対象とした自立相談支援等による総合的な相談支援体制の構築

iv)行政や民間を含む関係団体の連携・協力による総合的な自殺対策の推進

v)依存症患者やその家族に対する支援体制の整備

事業群

指標

基準年

H28

H29

H30

H31

H32

最終目標(年度)

目標値①

実績値②

②/①

避難行動要支援者の個別支援計画を作成済み市町数(累計)

5市町

1市町

20%

9市町

1市町

11%

13市町

17市町

21市町

21市町(H32)

進捗状況

遅れ

(進捗状況の分析)

災害対策基本法の一部改正により、新たに、避難行動要支援者名簿の作成、名簿情報の避難支援等関係者等への提供等の規定が設けられたことを受け、平成25年8月、厚生労働省より、市町村事務の指針として「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が示された。

県としても、当該指針に記載されている要支援者名簿の作成、個別支援計画の策定を進めるため、説明会を開催したり直接市町へ出向き、早期の策定を促した結果、同計画策定に必要な避難行動要支援者名簿は全21市町が作成済みである。一方、個別支援計画の策定については要支援者本人の同意が必要であることや自治会、民生委員、社協など、支援を行う多くの関係機関と打合せする必要があり策定までに相当の時間を有するという課題があり、個別支援計画策定済み市町は1市、策定着手が6市にとどまっている。今後も市町に対し説明・助言を行い、同計画の策定を推進していく。

○H30.4.1現在の避難行動要支援者数 76,838人

うち、計画策定に必要な要支援者本人の同意22,913人分、個別支援計画策定済み人数10,038人

2. 29年度取組実績(H30新規・補正は参考記載)

事業番号	取組項目	事務事業名	事業期間	事業費（単位:千円）			事業概要		指標(上段:活動指標、下段:成果指標)					29年度事業の成果等	中核事業
				H28実績	うち一般財源	人件費(参考)	事業対象	29年度事業の実施状況 (30年度新規・補正事業は事業内容)	指標	主な目標	H28目標	H28実績	達成率		
				H29実績							H29目標	H29実績			
				H30計画							H30目標				
1	取組項目 i	こころの緊急支援対策システム整備事業	H17-	987	494	0	県内の小・中・高校・ろう・盲・特別支援学校・被災者	事件・事故や災害等の緊急時には、対応の遅れが致命的となることが多い。 CRTについては、平時よりこころのケアを行う専門家チームを結成しておき、教育委員会や学校からの要請に基づいて、緊急に現地派遣できる体制を整備した。 DPATについては、平成28年度の熊本地震派遣を経て、平成29年度は緊急時に現地派遣できる体制の推進を図った。 ※CRT: 学校内外で危機的な事件・事故が発生した場合、こころのケアを行う専門家チームを派遣することにより、二次被害の防止とこころの応急処置を行う事業 ※DPAT: 自然災害等の集団災害が発生した際、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援を行うチームを派遣する事業	活動指標	研修会開催回数(回)	3	4	133%	CRTについては平成29年度出動要請なし。運営委員会、研修会等を開催し、緊急時、迅速な対応ができるよう専門家チームの体制を整備。 チーム員登録要件の変更及び、チーム登録員の自己都合による辞退があり登録員数が減少し、目標を達成することができなかった。 DPATについては、DPAT活動マニュアル作成委員会で「長崎県DPAT活動マニュアル」を作成した。また、マニュアルを用いた関係者研修会を実施した。	
				4	3	75%									
				3											
				36	31	86%									
		成果指標		こころの緊急支援チーム登録員数(人)	30	28			93%						
25															
		障害福祉課		1,649	825	0									

2		指定難病対策費	H27-	2,182,043	1,258,758	40,210	難病患者	難病患者に対し医療費の助成を行うことで、良質かつ適切な医療の確保及び療養生活の質の維持向上を図った。	活動指標	指定難病認定件数(件)	数値目標なし	14,073	—	難病患者に対する医療費の助成を行い、療養生活に係る負担の軽減や、良質な医療の確保に寄与した。	○
				2,115,328	1,095,853	40,230				数値目標なし	12,086	—			
				2,239,764	1,139,935	47,976			成果指標	—	—	—	—		
		国保・健康増進課													
3	取組項目 ii	難病特別対策推進事業(難病相談・支援センター)	H18-	11,245	5,623	3,217	難病患者・家族	難病患者やその家族等に対し相談支援、地域交流活動の促進、就労支援等を行った。	活動指標	難病相談・支援センターでの各種相談件数(件)	1,600	1,265	79%	難病患者やその家族等の相談支援、地域交流活動の促進、就労支援等を行う拠点施設として、療養上の悩み、不安解消等の支援や就労支援に寄与した。支援の結果、就労者数は目標を上回ったが、相談件数については、医療講演会や交流会等の活動強化により前年度より増加したものの、目標は達成できなかった。	
				11,232	5,616	3,218				1,600	1,318	82%			
				11,855	5,928	3,198			成果指標	難病相談・支援センターの支援により就労した人数(人)	20	23	115%		
		国保・健康増進課													
4		難病特別対策推進事業(難病支援ネットワーク事業)	H13-	4,461	2,231	503	難病患者・家族	県内医療機関のネットワークを構築し、難病患者に対して入院・転院医療施設の確保や在宅療養患者への往診医の紹介、療養相談等、難病患者とその家族が安心して療養できる環境の提供を図った。	活動指標	入転院先・往診医の依頼件数(件)	14	9	64%	市町、医療機関、福祉関係者と連携し、難病の患者及びその家族に対して、それぞれの状況に応じた支援を行った。各医療機関のソーシャルワーカーや相談員が個別に対応するケースがあり、相談件数は減少傾向にある。	
				4,817	2,409	2,413				14	9	64%			
				7,813	3,907	3,198			成果指標	ネットワーク構築による6か月以内の入転院等相談解決率(%)	100	100	100%		
		国保・健康増進課													
5		難病患者等ホームヘルパー養成研修事業	H11-	296	151	603	ホームヘルパー等	難病患者の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスの提供に必要な知識及び技能を有する、ホームヘルパーの養成を行った。	活動指標	養成研修実施回数(回)	4	2	50%	県立保健所の協力を得ながら、西彼地区、県南地区、対馬地区の3ヶ所で研修会を実施。難病患者の療養生活を身近で支えるホームヘルパーの資質向上に寄与した。	
				382	238	805				4	3	75%			
				473	285	1,599			成果指標	修了証書発行者数(人)	120	85	70%		
		国保・健康増進課													
6	取組項目 iii	生活困窮者自立支援事業	H27-	38,917	15,208	3,216	生活困窮者及び被保護者	・生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施して個々人のニーズに応じた自立支援計画を作成し、必要なサービスの提供につなげた。各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整を行った。 ・生活困窮及び生活保護世帯の子ども(小・中学生、高校生)に対し学習支援を実施した。(西彼地区、東彼地区、北松地区で実施)	活動指標	就労支援対象者数(人)	105	28	26%	・生活困窮者からの相談に応じ、適切な自立支援計画を作成し、必要なサービス提供を行うとともに関係機関への同行訪問や支援調整会議により関係機関との連携を図った。 ・活動指標は、生活困窮者の相談件数が増加したことにより、昨年度に比べて大幅に改善した。 ・成果指標については、昨年度より就労・増収率は減少しているものの、就労者・増収者数は増加しており、一定の成果が認められた。(H28: 21名、H29: 29名) ・子ども(小・中学生、高校生)の学習支援事業については、合計で38名の利用があった。	○
				49,883	21,204	3,218				105	78	74%			
				54,812	18,395	3,198			成果指標	就労・増収率(%)	60	75	125%		
		福祉保健課													

7	取組 項目 iii	被保護世帯自立推進 事業	H17-	47,782	34,053	6,031	被保護者	・就労可能な被保護者に対し、ハローワークと連携した就労支援、就労支援員による就労支援、福祉事務所の自立支援プログラムによる支援を行い、就職等により自立を図った。 ・頻回・重複受診等と認められる被保護者や後発医薬品の使用が可能と判断される被保護者に対し、医療扶助相談・指導員等による受診指導や服薬指導等を行った。 ・診療報酬明細書の審査・点検を通じ医療費の適正な額の確定を行い、改善を要する被保護者の受診情報を、福祉事務所に提供し、必要な指導を行った。	活動 指標	就労支援を行う就労可能な被保護者数(人)	140	104	74%	・ハローワークと連携し被保護者に対し集中的な就労支援を行ったが、希望職種が合わなかったり、被保護者の就労意欲の減退や体調不良により活動指標及び成果指標とも達成できなかった。 ・就労支援を行う支援者数が減少している状況下、被保護者の保護受給期間の長期化や高齢化により就労が困難な情勢の中での新規就労の促進には、一定寄与している。【支援対象者数 H27:101人、H28:104人、H29:96人、】【自立した世帯数 H27:61世帯、H28:41世帯、H29:30世帯】 ・頻回・重複受診等不適切な受診を行った被保護者に対して、嘱託医及び主治医の意見聴取を踏まえ個別訪問等を通じて指導を実施した結果、昨年と同数の14名の被保護者の受診状況の改善が図られた。 ・診療報酬明細書の審査・点検によって過誤調整を行い、適正な医療費算定の確保が図られた。		
				109	96	88%										
				109												
				成果 指標	就労により自立した世帯数(世帯)	72			41	56%						
						52			30	57%						
52																
8		生活保護措置費	S25-	2,444,691	879,209	5,227	被保護者		生活困窮者に対し生活保護法に基づき必要な保護を実施し最低生活を保障するとともに、自立を助長するための支援を実施した。	活動 指標	生活保護措置費(千円)	数値目標なし	2,444,691		—	・生活保護の開始申請に対しては、特別な場合を除き申請の処理基準の2週間以内に保護の決定を行っている。 ・保護受給中には、傷病者、稼働能力がある者、子供を抱えている世帯等対象毎に援助方針を設定し、ケースワーカーや医療扶助相談・指導員による自立に向けた支援を行っている。
				2,324,036	784,897	5,229						数値目標なし	2,324,036		—	
				2,404,870	829,988	5,197						数値目標なし				
				福祉保健課									成果 指標		生活保護世帯数(世帯)	
数値目標なし		1,057	—													
数値目標なし																
9		民生委員費	S41-	151,104	149,812	3,216	民生委員・児童委員	民生委員・児童委員の適格者を確保するとともに、円滑な民間社会福祉活動の推進を図った。		活動 指標	民生委員・児童委員の活動日数(日)	120	130	108%	地域福祉のニーズが多様化する中、民生委員・児童委員活動の支援のため研修等を実施した結果、活動日数は目標値を上回ったものの年間相談・支援件数は制度の周知不足もあり目標に届かなかった。	
				143,017	77,786	3,218						120	130	108%		
				144,382	143,019	3,198			120							
				福祉保健課								成果 指標	民生委員・児童委員の年間相談・支援件数(件)	60		43
60		40	66%													
60																
10		生活福祉資金貸付事業費	S30-	19,518	9,759	2,412	低所得・障害・高齢・失業者世帯		低所得者や障害者等が、経済的自立及び生活意欲の助長促進や社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるように、資金の貸付と必要な相談支援を行った。 (利率) ・連帯保証人有の場合は無利子 ・連帯保証人無の場合は年1.5%	活動 指標	資金貸付件数(件)	583	532	91%		貸付件数は目標を達成しなかったが、償還率は目標を達成できており、低所得者等の自立支援や生活意欲の助長促進に寄与した。
	581			576	99%											
	581															
	成果 指標			貸付金償還率(%)	82	82		100%								
					82	83		101%								
82																

11	取組項目Ⅳ	自殺総合対策強化事業	H19-	86,317	4,008	47,976	県民・自殺対策に関する関係者・民間を含めた関係機関・団体等	平成29年度に策定した「第3期長崎県自殺総合対策5カ年計画」(H29～H33)に基づき、民間を含むさまざまな関係機関・団体がそれぞれに役割を担い、連携協力して、相談・支援体制の整備・充実や普及啓発の強化等をはじめとした総合的な自殺対策を推進した。	活動指標	長崎いのちの電話相談対応件数(件)	—	13,030	—	「長崎県自殺総合対策5カ年計画」に基づく、総合的な自殺対策の推進。地域自殺対策強化交付金を活用した自殺対策の強化。 自殺者数推移 目標値 実績値 平成29年: 198人 211人 平成30年: 193人 人 平成31年: 189人 人 平成32年: 184人 人 平成33年: 180人 人	○
				20,868	6,076	48,276					—	12,118	—		
				18,661	5,900	48,252					—				
		障害福祉課									成果指標	自殺者数(人)	260人以下 202 100% 198人以下 211 93% 193人以下		
12	取組項目Ⅴ	依存症対策総合支援事業	(H30新規) H30-				県民、依存症患者及び家族、依存症対策に関する関係者・民間を含めた関係機関・団体等	依存症患者及び家族が抱える多様な問題、課題に対し、適切な支援、治療を受けられる体制の整備を図った。 ①依存症対策ネットワーク協議会の開催 ②依存症専門相談員の配置 ③依存専門医療機関の明確化に向けた取組み ④依存症関係者研修会の開催 ⑤民間団体活動支援	活動指標	依存症に関する相談件数(延件数)		1,040		依存症相談体制の整備 相談者数推移 目標値 実績値 H28年度 — 1,040名 H29年度 — 1,229名	○
												1,229			
												66			
		障害福祉課		5,018	2,509	19,990					成果指標	研修会参加者数(人)	66 17 66		

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i) 災害時に要配慮者が安全に避難できるよう、迅速に避難支援等を行える体制の整備	
・こころのケアを行う専門家チーム(CRT)は、平成29年度派遣要請がなく、実績はなし。チーム員登録要件に除外規定が加わり、チーム員登録人数は減少したが、緊急時、迅速な対応ができるよう、こころの緊急支援チーム運営委員会を設置し、チーム員の登録審査、活動の評価、研修等を実施。 ・災害派遣精神医療チーム(DPAT)は、平成28年度熊本地震において、厚生労働省からの災害派遣要請を受け、4月27日から6月30日までの約2か月、1チーム5人もしくは6人体制で計10班、延べ57人を派遣。設置要綱や活動要領、運営委員会等が未整備であり、チーム資機材も不十分であった。緊急時、迅速な対応ができるよう、人材育成や資機材の確保を行う必要がある。	
ii) 難病患者の安定した療養生活の確保と難病患者とその家族の生活の質の向上	
(難病相談・支援センター) ・対面による相談については、利用者の利便性に配慮し、佐世保地区をはじめとする難病支援センター外での面談(出張相談)による相談支援体制の充実を図る必要がある。 ・利用促進のための利用者のニーズや相談支援業務に対する意見等を踏まえた効果的な管理運営を行う必要がある。 (難病支援ネットワーク事業) ・市町、医療機関、福祉関係者と連携し、難病の患者及びその家族に対して、それぞれの状況に応じた支援を一定行っているが、相談件数は減少傾向にある。 (難病患者等ホームヘルパー養成研修事業) 県内3ヶ所において研修会を実施できたが目標達成には及ばなかった。今後も各地区での受講者増に向けた取り組みにより修了者の増加を図る必要がある。	

iii)生活困窮者を対象とした自立相談支援等による総合的な相談支援体制の構築 (生活困窮者自立相談支援) ・自立相談支援事業は、必須事業として取り組む必要があることから各福祉事務所設置自治体は本事業の実施体制の整備に努めてきたところであるが、新規相談受付件数の割合(本県25.7件/月)は、全国平均(14.9件/月)及び厚生労働省の定める目標値(24.0件/月)を上回った。今後も相談件数の増加など本事業のさらなる推進に努めていく。 ・また、任意事業の実施自治体が少なく、生活困窮者の自立支援においては任意事業を併せて行うことが有効であることから、任意事業の積極的な実施を推進する必要がある。 (子どもの学習支援) ・対象者の拡大を図る必要があるが、対象者のプライバシーに配慮し、事業を積極的にPRすることが難しく、関係機関との連携等について検討が必要である。 (生活保護受給者に対する就労支援) ・就労可能な被保護者に対しては、生活保護開始直後から早期脱却を目指し、本人の意向、学歴、職歴、就労能力及び地域の求人状況等を勘案した上でハローワークと連携しながら集中的に就労支援を行ったものの、本人が希望する職種がなかったり、就労意欲の減退及び体調不良等などが理由で就職に繋がらなかったケースもあった。一方で、就労指導が困難なケースのうち知的障害、精神疾患及び発達障害の可能性が高いケースについては、医療機関受診につなげ、診断結果により本人の体調に合わせた就労指導を行ったが、対象者の特性や状態像を把握した上での支援を行う必要がある。 (医療扶助の適正な実施) ・生活保護費のうち医療扶助費の占める割合が5割以上を占めている状況であり、医療扶助の適正実施が求められている。このため医療扶助相談・指導員等による被保護者に対する頻回・重複受診等に係る受診指導を行うとともに、健康管理の側面から適正な医療受診を助言し自立助長を推進する。また、診療報酬明細書について審査・点検により過誤請求を是正し、適正な医療費算定を確保する必要がある。 (生活保護費の支給) ・平成30年3月の世帯数は1,069世帯、生活保護人員は1,494人で、保護率は1.06%であった。前年同月と比較すると世帯数は26世帯の増、人員は5人の減員となった。本県の高い保護率の要因は、医療・福祉施設や就業機会の集中などを背景にした人口の動きが多い都市部の保護率が高いことや、県全体において被保護世帯の多くを高齢者世帯、傷病・障害者世帯が占めており、自立が困難なことが要因となっている。 (民生委員・児童委員活動の推進) ・委員活動の範囲は子育て支援や、学校との連携、生活困窮者支援、災害時の避難行動要支援者対応などさらに広がりを見せているため、地域福祉に関わる法改正や新制度に関する講習を行うなど、社会状況の変化に対応できる取組に努めた。しかしながら、相談・支援件数が目標達成できなかったことから、より一層、制度を周知していく必要がある。 (低所得者等の経済自立等の促進) ・生活困窮者自立支援法の各事業と連携し、相談者の経済状況や生活環境に応じて生活の立て直しのための継続的な相談支援を行った。貸付件数は目標を達成することはできなかったが、償還率の目標を達成できたことは、低所得者等の経済自立や生活意欲の助長促進に寄与していると思われる。今後もセーフティーネットの施策の一つとして、制度の積極的な周知が必要である。	
iv)行政や民間を含む関係団体の連携・協力による総合的な自殺対策の推進 ・行政や民間を含む関係団体の連携・協力による総合的な自殺対策の推進については、各関係機関の連携や包括的な相談体制の整備は進んできており、また各圏域でのゲートキーパー養成、若者向け普及啓発活動、自殺予防対策講演会の開催等、ネットワークづくりも特徴ある取り組みへと具体化してきている。引き続き関係機関が連携した事業の実施や相談対応の手引き集等を活用した研修、連絡会議等を通じて、相談支援技術の強化及び関係機関の連携体制の強化を推進していく。	
v)依存症患者やその家族に対する支援体制の整備 依存症患者及び家族が抱える多様な問題、課題に対し、適切な支援、治療を受けられる体制の整備を図る。	

4. 30年度見直し内容及び31年度実施に向けた方向性

事業番号	取組項目	事務事業名	30年度事業の実施にあたり見直した内容 (H30の新たな取組は「H30新規」等と記載、見直しがない場合は「－」と記載)	31年度事業の実施に向けた方向性		
				事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
1	取組項目 i	こころの緊急支援対策システム整備事業	平成28年度熊本地震の派遣要請を受け、DPAT活動要綱や協定書の策定、派遣チーム体制整備、研修会を通しての人材育成等の課題が浮き彫りとなった。平成29年度は「災害時こころのケアマニュアル」を改訂。DPATの派遣について地域防災計画に位置づけ、平時の準備に備える。平成30年度は、運営委員会を設置・開催し、長崎県のDPAT体制整備の検討を行う。	⑥	事件や事故、災害発生時において、対応の遅れがさまざまなストレス要因を抱えることとなり、二次被害リスクが高まることが予想される。緊急時速やかに派遣できるような体制を整えておくため、人材育成やチーム資機材の整備が必要。	拡充
2	取組項目 ii	指定難病対策費	—	—	本事業は、難病患者に対する医療等に関する法律に則って行われており、難病患者の療養生活の質の向上、家族の負担軽減等に寄与するために、適切な事業運営を継続していく。	現状維持

3		難病特別対策推進事業(難病相談・支援センター)	—	②	引き続き、研修受講等による相談員の資質向上に努め、県北(佐世保市)をはじめ、離島地区などにおいて、出張相談会や医療講演会を実施し、長崎地区以外での相談支援の充実を図る。また、平成28年度に設置した運営委員会を活用して、利用者のニーズ、相談支援業務に対する意見等を踏まえた管理運営に努めるとともに、平成30年度末で現在の指定管理者の指定期間が終了することから、指定管理更新にあわせてより適切な事業運営と運用改善の取組を図る。	改善
4	取組項目 ii	難病特別対策推進事業(難病支援ネットワーク事業)	平成30年度において、新たな難病の医療提供体制を構築し、支援体制の充実に向け、新体制の整備を図っていく。	⑨	新体制移行後の支援体制の充実に向け、継続し難病医療提供体制の整備を図る。	現状維持
5		難病患者等ホームヘルパー養成研修事業	—	—	厚生労働省通知により「常勤ヘルパーとして難病患者等ホームヘルプサービス事業に従事する者については、基礎課程を修了するように努めるもの」とされており、今後も引き続き、本事業による難病ホームヘルパーの養成が必要である。また、各県立保健所及び本課において、研修の隔年開催を徹底し、年4ヶ所にて開催することにより、修了証書の発行数の増加を図る。	改善
6	取組項目 iii	生活困窮者自立支援事業	(生活困窮者自立相談支援) ・担当課長会議の開催や、国の研修会を内容を踏まえた研修会の実施方法の充実などにより、従事者の資質向上と新規相談件数の増加、任意事業の取組推進を図る。 (子どもの学習支援) ・対象者の拡大に向けて、関係機関との連携等、対象者への周知方法を工夫する。	②	・必須事業として位置づけられている自立相談支援事業は、平成29年度は本県全体の新規相談件数の割合が全国平均を上回った。今後も生活困窮者制度全般について、広報誌等を活用し、より一層の周知を図る。 ・市町職員及び相談支援員等を対象とした研修会を実施し、相談内容に応じた的確な助言等を行えるようスキルの向上を図る。 ・自立相談支援事業を実施している市町及び運営事業者を個別訪問し、事業運営状況のヒアリングを実施し、助言を行う。 ・自立相談支援事業と県内の社会福祉法人が実施する生計困難者レスキュー事業との連携体制の構築を図り、迅速かつ確実な支援の実施を図る。 ・任意事業の就労準備支援事業及び家計相談支援事業を引き続き実施し、生活困窮者に対する支援サービスを提供するとともに、家計相談支援事業については対象者の拡大を図るなど支援の充実を図る。 ・学習支援事業については、実施回数及び実施場所など実施方法を工夫しながら、効果的な支援を行う。	改善
7		被保護世帯自立推進事業	(生活保護受給者に対する就労支援) ・ハローワーク及び長崎労働局との連携により、就労支援員、ナビゲーターを対象とした研修会を12月頃に開催する。	—	・就労支援員とハローワークの連携をより緊密にし、生活保護開始後の短い期間中に集中的に支援を行い早期就労開始を目指すとともに、すぐには就労に結びつきにくい被保護者を対象にした被保護者就労準備支援事業と一体的な実施を図り、被保護者の就労・自立を推進する。 ・引き続き重複受診、頻回受診等の不適切な受診等を行う被保護者に対し適正受診についての助言・指導を行い、医療扶助の適正な運営を図る。	改善
8		生活保護措置費	—	—	引き続き生活困窮者に対し、生活保護法に基づいて必要な保護を実施し最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長するための支援を行う。	現状維持
9	取組項目 iii	民生委員費	(市町民生委員児童委員協議会運営費補助金) 民生委員・児童委員の活動費、及び地区民児協活動推進費の補助単価を見直した。	—	地域住民の認知が低く、新たに相談・支援が必要になった際に民生委員・児童委員への相談につながらないことが大きな要因であるため、市町や社会福祉協議会等の広報誌や新聞等への掲載、地元行事への参加等によるPR活動を充実する。また、引き続き民生委員・児童委員の資質向上と活動の強化、県内各民生委員児童委員協議会への支援・協力活動を推進するとともに、県民生委員児童委員協議会や地区民生委員児童委員協議会と連携して、制度の周知を行い、相談・支援件数の増に努めていく。 あわせて、民生委員・児童委員の受持ち世帯を検証し平準化を図るとともに、適正配置への見直しを検討する。	改善

10	取組 項目 iii	生活福祉資金貸付事業費	—	—	引き続き生活困窮者自立支援法に基づく各事業と連携し、相談支援を継続的に行う等、今後も低所得者や障害者等に対して経済的自立に向けた支援及び償還促進を図っていく。	現状維持
11	取組 項目 iv	自殺総合対策強化事業	平成28年度改正自殺対策基本法において、全都道府県、市町村に計画策定が義務化された。平成29年度は国の自殺総合対策大綱が改定され本県でも今年度第3期計画を策定した。平成30年度は県に自殺対策推進センターを設置し、主に市町の計画策定の支援を行う。	⑤⑥	引き続き、保健、医療、福祉、教育、労働等関連施策との連携を図り、自殺対策を推進していく。平成31年度は地域自殺対策推進センターにおいて引き続き市町の自殺対策計画策定支援、民間団体を含め地域の自殺対策を支援する機能を強化する。	改善
12	取組 項目 v	依存症対策総合支援事業	H30新規。	⑥	平成30年7月に成立したギャンブル等依存症対策基本法に基づき、本県の実情に即した依存症対策推進計画の策定を行うとともに、さらに、保健、医療、福祉、民間団体等との連携を図り、依存症対策の一層の充実のため事業の拡充を図る。	拡充

注：「2. 29年度取組実績」に記載している事業のうち、H29年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点